

## 蒲郡市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、蒲郡市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 蒲郡市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に定める短期入所の利用を促進する事業等に要する経費について、愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業実施要綱第4条の規定により、愛知県知事が指定した事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、重症心身障害児等の居宅生活を支援することにより本人とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(重症心身障害児等)

第3条 この要綱において「重症心身障害児等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者で18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）で18歳以上である者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者で18歳未満である者のうち、法における支給決定において法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）の第5の1の注1の（2）に規定する重症心身障害者又は第7の1の注5に規定する重症心身障害児に該当すると認められた者をいう。

(補助対象事業)

第4条 市長は、蒲郡市内に住所を有する重症心身障害児等に対して補助事業者が行う短期入所サービスを提供する事業（以下「補助事業」という。）について、補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の補助対象経費、補助基準額及び補助交付額の算定方法は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、蒲郡市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに蒲郡市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 前条に規定する補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から30日以内に理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(変更の申請及び承認)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において交付対象経費等の内容を変更しようとする場合は、蒲郡市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付決定変更申請書（第3号様式）に、変更が生じた理由を示す書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金交付の変更を決定し、蒲郡市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付決定変更承認通知書（第4号様式）によりその決定内容を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了（変更の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに蒲郡市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の報告書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容をいう。)に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者(蒲郡市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金確定通知書(第6号様式))により通知しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、蒲郡市重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、相当と認めるときは、受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(書類の備付)

第13条 補助事業者は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のある補助金の交付において、当該申請に係る補助事業の施行期間に平成31年4月1日から施行日の前日までの期間が含まれるときは、当該期間に係る補助基準額は、改正後の別表の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

別表（第5条関係）

<p>補助対象経費</p>	<p>補助事業に係る以下の経費とする。ただし、補助事業は重症心身障害児等の利用が1回7日以内に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人件費 給料、諸手当、社会保険料事業主負担金、賃金等</li> <li>2 事務費 旅費、需用費（消耗品費）、燃料費、印刷製本費、役務費（通信運搬費及び手数料）等</li> <li>3 その他 事業運営に係る必要な経費</li> </ol>
<p>補助基準額</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 短期入所のみを利用した場合 1日につき3,100円 （福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅲ）又は福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅲ）を算定）</li> <li>2 日中活動系サービスを併せて利用した場合 1日につき1,200円 （福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）、（Ⅳ）又は福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）、（Ⅳ）を算定）</li> </ol>
<p>補助交付額の算定方法</p>	<p>補助基準額に利用日数を乗じて算出された額とする。</p>